

入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（施工能力審査型））の共通事項

吉野川市が発注する建設工事について、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（施工能力審査型））により入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。

1 基本事項

- (1) 設計図書等の熟知
入札参加者は、吉野川市が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) くじ番号
入札書は、任意の 3 桁の数字をくじ番号として入力した上で提出すること。ただし、紙入札方式による入札の場合は、入札書に記載する必要はないこと。
- (4) 工事費内訳書の提出
 - ① 入札に当たっては、入札書記載の入札価格の内訳を記した工事費内訳書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の入札書及び工事費内訳書を入札書提出締切日時までに持参すること。
 - ② 工事費内訳書は、この入札公告を掲載している市ホームページからダウンロードしたものにより作成すること。作成した**工事費内訳書は Microsoft Excel ブック形式（拡張子「.xlsx」）又は、Excel 97-2003 ブック形式（拡張子「.xls」）で提出すること。**
 - ③ ②の要件を満たさない工事費内訳書を提出した者、工事費内訳書の提出がない者又は異なる案件の工事費内訳書を提出した者のした入札は、無効とする。
 - ④ 提出する電子ファイルの容量が 1 メガバイトを超える場合は、持参による提出を認めるものとする。なお、持参による提出の方法については、「**吉野川市電子入札システム運用基準**」によること。
- (5) 入札保証金
入札保証金の納付は、免除する。
- (6) 入札執行回数
入札執行回数は 1 回までとし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは入札を終了する。
- (7) 開札の立ち会い
開札は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札参加がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後、開札を行う。
なお、紙入札者の電子くじ番号は「000」として扱うものとする。
また、入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。
- (8) 入札・開札の延期及び中止
 - ① 入札参加者が連合した場合、若しくはそのおそれが強い場合又は不穩の行動をなす場合等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、この入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - ② 電子入札システムに障害が生じる等やむを得ない事情により入札の続行が困難であると認められる場合には、入札の中断若しくは延期又は紙入札方式への変更を行うことがある。
 - ③ ①、②の場合等の事情により開札の延期又は中止をした場合は、電子入札システムその他適当な手段により、入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

2 入札の失格

次の各号に該当する入札参加者は失格とする。

- (1) 低入札価格調査基準価格（以下「**調査基準価格**」という。）を下回る入札を行った者で、次の①又は②のいずれかに該当する者
 - ① 入札価格が以下により算出される失格基準価格（税抜き）を下回る価格である者
失格基準価格（税抜き）＝失格基本価格（税抜き）×ランダム係数

$$\text{失格基本価格（税抜き）} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.85 + \text{一般管理費等} \times 0.68$$

なお、失格基準価格（税抜き）及び失格基本価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、この算式により算出した失格基本価格（税抜き）が、予定価格（税抜き）の 9.2/10 を超える場合は、9.2/10 を失格基本価格（税抜き）とし、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は予定価格の 7.5/10 を失格基本価格とする。また、ランダム係数は、別に定める「ランダム係数の算出について」に基づき算出するものとする。

- ② 工事費内訳書記載の金額が次のいずれかの基準を満たさない者
- ア 直接工事費が、設計金額における直接工事費の 75 パーセント以上
 - イ 共通仮設が、設計金額における共通仮設の 70 パーセント以上
 - ウ 現場管理費が、設計金額における現場管理費の 70 パーセント以上
 - エ 一般管理費等が、設計金額における一般管理費等の 30 パーセント以上
- (2) 提出された電子ファイルがウイルスに感染していると判明した者
- (3) 確認資料の電子ファイルが「吉野川市電子入札システム運用基準」に指定するもの以外である者
- (4) 開札から落札決定までの間に、配置予定技術者をこの工事に配置できなくなった者
- (5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、吉野川市建設業指名停止措置要綱（平成 16 年吉野川市告示第 66 号。以下「**指名停止措置要綱**」という。）に基づく入札参加資格停止を受けた者又は吉野川市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年吉野川市告示第 75 号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者
- (6) 入札価格と工事費内訳書記載の合計金額（税抜き）が一致しない者
- (7) 入札公告に示す「1 入札に付する事項」の「その他」において施工者分割型入札方式を適用している場合、落札者となった者は、次順位以降の施工者分割型入札方式における入札について失格とする。また、次順位以降の入札において先に開札した入札において先に開札した入札の落札者以外に有効な入札者がいない場合は上位順位の工事の落札者を失格とすることなく落札候補者を決定し、落札決定前にその者が受注ができない事由を申し出た場合は、失格として取り扱うものとする。ただし、いずれの場合も次順位以降の入札において無効となる場合を除く。

3 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 「吉野川市電子入札システム運用基準」に規定する有効な入札書に該当しない入札
- (3) 「吉野川市電子入札システム運用基準」に規定する IC カードの不正使用に該当する入札
- (4) 要件を満たさない工事費内訳書を提出した者、工事費内訳書の提出がない者又は異なる案件の工事費内訳書を提出した者のした入札
- (5) 確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、電子入札システムによる目録ファイルの提出のない者のした入札
- (6) 記名のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (7) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (8) 同一事項に対してした 2 通以上の入札
- (9) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者のした入札
- (10) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (11) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (12) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項のほかに、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、指名停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、吉野川市暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査

申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。)の写しを提出できる者であること。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に市の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

5 入札参加資格確認資料等に関する事項

- (1) 入札参加資格確認資料(以下「**確認資料**」という。)

確認資料については、次に掲げる書類のうち、入札公告に指定した書類を提出すること。落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された次の書類により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

また、落札候補者となった者は、各様式に記載した内容を証明する資料等を速やかに追加提出しなければならない(提出書類に保険者番号及び被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、マスクングを施すこと)。その際の提出の方法は持参によるものとし、提出先、期限及びその他注意事項等については別途市から連絡する。

- ① 入札参加資格確認票(様式1)

提出後、落札決定までの間に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

- ② 競争参加資格確認申請書(様式2)

この申請書により、入札参加資格の確認及び総合評価落札方式における加算点の算出を行うので、入札公告、総合評価に関する事項及び申請書に記載の注意事項等を確認の上、申請すること。

ア 企業の施工実績等

落札候補者となった者は、工事成績評定通知書、ISO等認証・登録証、CORINS登録データ等(又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面等)により、評価基準及び参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

イ 配置予定技術者

配置予定技術者については、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用する。

なお、配置予定技術者の雇用期間が開札日時時点で1年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

工場製作期間における配置予定技術者を申請した場合を除き、配置予定技術者を変更することは原則として認めない。ただし、この技術者の死亡等の理由による変更については、別紙「主任技術者等の途中交代の取扱いについて」のとおりとする。

また、技術者の専任配置が要件となる場合には、落札決定通知日において、監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として、他の工事に従事している者や、建設業許可業種毎に営業所に配置された全ての専任技術者をこの工事の配置予定技術者とすることはできない。(特記仕様書や現場説明書等に示された兼務要件を満たす場合を除く。)

ただし、次のi)又はii)に該当し、「工事完了誓約書」を提出する場合は、配置予定技術者とすることができる。

- i) 専任の主任技術者等又は現場代理人として現在従事している工事が、この入札に係る工事の契約日までに完了^{*1}する場合(ただし、工事着手日指定契約方式及び余裕期間制度(着手日指定型)については、発注者が指定する工事着手日^{*2}の前日までに、工事着手日選択契約方式及び任意着手方式については、技術者等の配置を開始する日の前日までに完了^{*1}する場合とする。)
- ii) 専任を要しない主任技術者として現在従事している工事が、この入札に係る工事の工事着手日^{*2}の前日までに完了^{*1}する場合

※1 「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了(ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、修補工事となる場合はこの限りでない。)をいう。

※2 「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。ただし、工事着手日指定契約方式については、測測量を除く。）の初日をいう。また、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工期の始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

※2-2 また、営繕工事における「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など（ただし、現地調査を除く。）を開始する初日をいう。また、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工期の始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

落札候補者となった者は、「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」、「監理技術者補佐選任（変更）通知書」※³、「人員配置計画書」※⁴及び配置予定技術者の資格証明書の写し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し、健康保険被保険者証の写し等雇用期間が確認できる書類、工事成績評定通知書の写し、技術者台帳（原本）や CORINS 登録データ（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面）等、他の工事に従事していないことが確認できる資料（又は、「工事完了誓約書」）等、評価基準及び参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

※3 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を専任で配置し、監理技術者が他工事と兼務する場合に提出が必要となる。

※4 配置技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、情報通信機器を活用し、連絡員を配置する等の一定の要件に合致する工事で、他工事又は営業所技術者と兼務する場合に提出が必要となる。

③ 総合評定値通知書の写し

落札候補者となった者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書の提出日前 1 年 7 月以内のもののうち、直近のもの）の写しを速やかに提出すること。ただし、提出の時点において、直近の決算に係る総合評定値通知書の交付を受けていない者にあつては、その前の決算に係る総合評定値通知書の写しを提出すること。又は契約締結予定日まで、総合評定値通知書の有効期間が終了する者にあつては、再度有効な総合評定値通知書の写しを速やかに提出すること。

(2) その他

① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、評価値の算定及び参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び確認資料は、原則として返却しない。

④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち有効な入札を行った者が 1 者の場合（以下「**有効な入札を行った者が 1 者の場合**」という。）は、評価基準が確認できる書類等の提出は求めない。

6 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法等

① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で入札を行った全入札参加者について、提出された申請書及び確認資料に基づき、参加資格要件の審査及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が 1 者の場合については、評価値の算定は行わない。

評価値の算定方法は、「入札説明書」に示すとおりである。

③ ②の参加資格要件の審査及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して**3日以内**（市の休日（吉野川市の休日を定める条例（平成 16 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。ただし、有効な入札を行った者が 1 者の場合は、参加資格要件を満たす者を落札候補者として決定する。また、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、3 日（市が作業を行う日）以内の日数を確保するものとする。

なお、入札参加者が 4 に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

また、落札候補者となる同じ評価値の者が 2 人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

④ 落札候補者を決定したとき、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、同システムにより通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、別途通知する。

⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合、又は落札候補者の評価値に修正が生じ、他の者の評価値よりも低くなることを確認した場合、改めて評価値

の最も高い者を落札候補者として決定する。

- ⑥ 入札公告の「1 入札に付する事項」の「その他」にて施工者分割型入札方式を適用している場合、落札決定順位が下位である工事については、上位の工事の落札者の決定又は入札不調などにより入札が終了するまで、落札候補者の決定を保留するものとする。
- (2) 落札者の決定方法等
- ① (1)により落札候補者に決定された者に対して、電話連絡等により5の(1)に掲げる追加書類の提出を求め、この書類により審査を行う。
なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
- ② ①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たし、かつ、評価値が最も高いことが確認されたとき、この落札候補者を落札者として決定する。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、参加資格要件を満たす者を落札者として決定する。
なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者によりこの契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。
- ③ ①の審査及び②の落札者の決定は、原則として、落札候補者の決定の日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に行う。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合には、原則として、落札候補者の決定の日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に行うものとする。
- ④ 落札者を決定した場合は、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、同システムにより通知する。紙入札方式による入札参加者に対しては、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とするものとする。
- ⑤ 落札者として決定された者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、「建設業法第20条の2第2項に基づく通知書」を提出すること。

7 契約締結手続

- (1) 契約に使用する言語
契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成
契約を証するため、書面による契約書を作成する。
落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に契約保証金を納付し、又はその納付に代わる担保を提供し、契約書の案に記名押印を行い契約を結ばなければならない。ただし、連続休暇期間と当該手続きが重複する場合は、連続休暇期間の前後で適切な日数を確保した契約締結日とするように取り扱うものとする。
- (3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合には、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者が、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者の決定後、契約を締結するまでの間に、落札者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合、入札参加資格を喪失した場合、指名停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けた場合、又は吉野川市暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、契約を締結しないこととする。
- (6) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、配置予定技術者をこの工事に配置することができなくなった場合には、この請負契約を締結しないものとする。ただし、死亡、入院等、工期延伸の場合で配置予定技術者と同等以上の資格及び評価点を有している者と交代可能な場合にはこの限りでない。
- (7) 契約保証金
- ① 契約に際しては、請負代金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は、100分の30以上とする。
- ② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する現金納付とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。そのうち、前払金保証事業会社が発行する保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。
- ③ 吉野川市財務規則第120条第2項第3号に掲げる公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。そのうち、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券（履行ボンド）および履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。
- (8) 建設業退職金共済証紙等の購入

契約に際しては、建設業退職金共済制度掛金収納書届出書を提出すること。
 なお、建設業退職金共済証紙等購入率は次表のとおりとする。

請負代金額 \ 工事種別	土 木	建 築	設 備
1 千万円以上～ 5 千万円未満	3.5 / 1,000	3.0 / 1,000	1.9 / 1,000
5 千万円以上～ 1 億円未満	3.1 / 1,000	2.5 / 1,000	1.6 / 1,000
1 億円以上～ 5 億円未満	2.3 / 1,000	2.1 / 1,000	1.2 / 1,000

※1：請負代金額は、消費税相当額を含む金額である。

※2：住宅、非住宅の設備は、建築に含まれる。

- (9) 本工事の落札者は、法定外労災保険に加入すること。また、当該入札に係る請負契約締結時には、法定外労災保険の加入証明書等を提出すること。
- (10) 調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合
- ① 吉野川市公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成 16 年吉野川市規則第 113 号）（以下「**契約約款**」という。）第 51 条第 2 項に定める違約金の額については、請負代金額の 10 分の 3 となること。
 - ② 入札公告に記載のこの工事に配置する技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該建設工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する技術者を 1 名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。ただし、共同企業体の場合を除く。
 - ③ 下請業者に対する下請代金の支払状況等について、報告を求め、必要があると認めるときは、その内容についてヒアリングを行うことがあること。

8 支払条件

- (1) 前払金（契約約款第 35 条第 1 項関係）

前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は、10 分の 2 以内とする。なお、前払金に係る保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

- (2) 中間前払金（契約約款第 35 条第 5 項関係）

中間前払金の認定を受け、前払金保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を請求することができる。ただし、部分払との併用は認めない。また、公共工事の中間前払金事務取扱要領（平成 15 年 7 月 22 日建設第 459 号）の 7 に該当する場合を除く。なお、中間前払金に係る保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

- (3) その他

契約約款の規定による。

9 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者が、電子入札システムによる入札参加者である場合には、原則として、同システムにより入札参加資格不適格通知書を送付する。ただし、紙入札方式による入札参加者である場合には、別途通知する。

参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求められることができる。ただし、説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 提出期限

入札参加資格不適格通知書を送付した日の翌日から起算して **7 日以内**（市の休日を除く。）に提出すること。

- (2) 提出時間

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (3) 提出場所

入札公告に示す「問い合わせ先」に記載されている場所

- (4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して **10 日以内**（市の休日を除く。）に、書

面により回答する。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の参加

入札に参加しようとする者は、電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で、入札公告に示す入札参加資格審査申請書等の提出期限までに電子入札システムにより入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出を行わなければならない。

(2) 紙入札の申出等

① やむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に紙入札方式参加申請書（様式2）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出し、その承認を得て、紙入札方式により参加することができるものとする。

ア 提出期限

入札公告に示す電子入札システムによる入札参加資格審査申請の提出期限

イ 提出場所

入札公告に示す「問い合わせ先」に記載されている場所

② 電子入札システムによる手続開始後、紙入札方式への移行を希望する場合には、紙入札方式参加申請書（様式2）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出し、その承認を得て、紙入札方式への変更ができるものとする。

ア 提出期限

入札公告に示す電子入札システムによる入札書の提出期限

イ 提出場所

入札公告に示す「問い合わせ先」に記載されている場所

③ 確認資料の持参又は郵送による提出

紙入札方式により入札に参加する場合は、確認資料を持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出すること。

また、提出する確認資料の電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合には、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法による提出を認めるものとする（電子入札システムでは、電子ファイル送信容量の上限は3メガバイトである）。ただし、この場合にあつては、入札参加資格審査申請書等の提出期間内に電子入札システムによる申請書を提出すること。電子入札システムによる申請書の提出に当たっては、必ず、持参又は郵送する旨の表示、持参又は郵送する資料の名称等を記載した目録ファイル（作成例参照）を添付すること。

持参又は郵送する資料については、書面（紙媒体）に限るものとし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出は認めない。

なお、持参又は郵送により確認資料の提出を行う場合は、封筒の表に「案件名称」、「入札参加希望者の住所及び商号又は名称」を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書きした上で、提出すること。

ア 提出期限

入札公告に示す入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に示す「問い合わせ先」に記載されている場所

(3) 紙入札書の提出等

① 入札書は、吉野川市ホームページに掲載している様式により作成・封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された場所において入札書提出締切日時までに入札箱に投入しなければならない。

② 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

③ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

④ 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住所	住所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名	代表者 氏名
代理人 氏名	代理人 住所
	商号又は名称
	氏名

復代理人 氏名

- (4) システム障害時の取扱い
- ⑤ 吉野川市側のシステム障害時
吉野川市側のシステムに障害が発生し、複数の入札参加者の利用が不可能となった場合は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更(延長)を行うものとし、電子入札システムその他適当な手段により、入札参加者に、その旨を連絡するものとする。
また、電子入札システムが長期にわたり停止する場合は、紙入札に切り換えるものとし、電話その他適当な手段により、この入札参加者に対してその旨連絡するものとする。
- ⑥ 天災等によるシステム障害時
天災等により、入札又は開札を行うことができないと発注機関が判断した場合は、これを中止するものとし、電話その他適当な手段により、この入札参加者に対しその旨連絡するものとする。
- (5) (2)の承認基準その他電子入札に関する運用・基準については、「吉野川市電子入札システム運用基準」によるものとする。

11 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。
- (5) 設計業務の受託者等
入札公告に記載する「この受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- ① この受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- ② 代表権を有する役員がこの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における建設業者